

長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会

- 開催日時 令和元年9月2日（月）午後3時30分から午後4時15分まで
- 開催場所 県庁西庁舎1階 108号会議室
- 出席委員 武重正史部会長、加藤久雄委員、中條智子委員、野原莞爾委員

1 開 会

企画振興部総合政策課 木下課長補佐兼土地対策係長から委員の出席状況について報告があり、長野県総合計画審議会条例に基づき会議が成立している旨、説明

2 あいさつ

企画振興部総合政策課 金井課長からあいさつ

3 会議事項

(1) 部会長の選任について

- ・ 武重委員を部会長に選任
- ・ 武重部会長からあいさつ
- ・ 加藤委員を部会長職務代理者に指名

(2) 長野県土地利用基本計画の変更について

- ・ 企画振興部総合政策課 伊藤主事から土地利用基本計画の変更案について説明
- ・ 林務部森林政策課 小山担当係長、森林づくり推進課 山越担当係長から諏訪森林地域の変更（縮小）について説明

(武重部会長)

ただいま、担当部局から説明をいただきました。事務局の説明についてご質問、ご意見等がございましたら、ここでお受けしたいと思います。

(加藤委員)

施設は既にできているということですか。

(森林政策課 小山担当係長)

はい。林地開発につきましては事業が完了し、地域森林計画から当該土地の部分を外す段階で、本部会にお諮りしています。

(武重部会長)

本部会の意見を聴取した後に、開発許可や地域森林計画の変更を行うのではなく、先に林地開発を行うのですね。

(森林政策課 小山担当係長)

手続上そうなりますが、本件開発行為については、森林審議会において林地開発許可の前に意見をいただいています。

(武重部会長)

当部会において、例えば林地開発が好ましくないのではないかとの意見が出た場合、その意

見はどのように反映されるのでしょうか。

(森林政策課 小山担当係長)

本部会における意見は、林地開発許可の事務上は反映しにくいということになります。

(加藤委員)

森林を伐採して太陽光発電施設を設置することについて、私は基本的に反対です。

特に長野県は県土の約80パーセントを森林が占める中で、このような開発が進み、片方で酸素を供給する森林が少なくなっていったら、片方で太陽光発電をやっているから地球温暖化防止になるというのは、論理的によくないと思うのですが、今後も許可条件さえ満たせば森林を開発しても良いということでしょうか。

(森林政策課 小山担当係長)

林地開発許可につきましては、災害の防止等の条件をクリアすれば、許可しなければならないことになっておりますが、許可にあたって事業者への指導は行っています。例えば、調整池等を設置して、森林を伐採しても森林がある場合と同じように水を貯められるようにするなど、森林の機能を補完させた上で、許可を出していますが、加藤委員が心配されている点は非常に良くわかります。

(野原委員)

森林審議会保全部会は、こういったメンバーで、何人ぐらいでやられているのですか。

(森林政策課 小山担当係長)

森林審議会は11名の委員で構成されており、うち保全部会の委員は5名です。委員には、信州大学の名誉教授、木材協同組合連合会の方、市町村長、森林組合連合会の方などがおります。

(野原委員)

順序として、開発事業者が許可を得るには、市町村長の了解を得て、森林審議会に諮る必要があるのですか。

(森林づくり推進課 山越担当係長)

資料4の林地開発許可制度の概要資料をご覧ください。ここに記載のとおり、林地開発許可には4つの要件があり、林地開発許可に際しては、森林審議会と土地を管轄する市町村長の意見を聴かなければならないということになっております。

(武重部会長)

委員の皆さんが疑問に思っているのは、この土地利用・事業認定部会が開発行為について反対意見であった場合、それがどのように反映されるのかということだと思っております。

(総合政策課 木下課長補佐)

国土利用計画法の規定により、土地利用基本計画を変更する場合、本部会において意見を聴取することとされています。今回の案件は、林地開発行為が完了したことに伴って、土地利用基本計画に定める森林地域を縮小する必要があるため、委員の皆様のご意見をお伺いするものです。

国土交通省の指導では、森林地域の縮小の際は、林地開発行為の完了から地域森林計画の変

更までの間に、意見聴取することとされています。よって、本部会の審議事項は、林地開発行為について意見を伺うものではなく、森林地域の縮小に伴う地域森林計画の変更に合わせて、土地利用基本計画に定める森林地域も縮小して整合を図る必要があるので、そのことについてご意見を伺いたいということですので、ご理解いただきたいと思えます。

(武重部会長)

少々分かりづらい部分がありましたが、他の委員さんは御意見ありますか。

(中條委員)

五地域に分かれている土地利用基本計画について、今回の林地開発により変更しなければならないのか、そのままよいのかどうかということですか。

(総合政策課 木下課長補佐)

はい。地域森林計画と土地利用基本計画の整合を図るために、地域森林計画が今後変更される見込であるこの段階で、皆さまに御意見を伺いたいということです。

(野原委員)

本部会では、林地開発許可の内容について意見を聴くというのではなく、現状について説明を聞き、それに伴う土地利用基本計画の変更について了承を得るということですね。

(総合政策課 木下課長補佐)

森林地域の変更に関しましては、そういうことになります。

(加藤委員)

今後も、例えば太陽光のために林地開発を行う場合は、条件さえ合えばやむを得ないということですか。

(総合政策課 木下課長補佐)

当部会における審議の段階ではそうなります。

(加藤委員)

林地開発許可に関しては条件が合えばそうせざるを得ないと思いますが、県の太陽光発電施設の設置に対する考え方としても、そういう方向だということですか。

(森林政策課 小山担当係長)

開発許可制度上はそういうことになります。審査の過程でも相当修正をしていただき、事業案をそのまま通すということはありません。そこは慎重に許可をしております。

(武重部会長)

土地利用基本計画において定める都市地域をはじめとする五地域の区分の変更について、我々として意見具申をするということになっております。開発行為そのものについては、森林審議会や地元市町村等の意見も踏まえて許可されているということですが、今後、森林の保全や太陽光発電施設の設置による開発行為等について、当部会において意見具申する領域から外れるということですか。

(野原委員)

外れますね。意見があったということだけですから。

(武重部会長)

意見として議事録に残して政策に繋げられるのでしょうか。その点について、事務局から説明をお願いします。

(総合政策課 木下課長補佐)

法定事項としては、国土利用計画・土地利用基本計画の策定・変更に関する意見の聴取が、本部会における主な審議事項となりますが、土地利用に係る重要事項に関する調査も本部会の審議事項となりますので、本日いただいた意見は議事録に残した上で、今後の適正な土地利用の推進の参考とさせていただきます。

(武重部会長)

せっかくの貴重な意見ですので、加藤委員のご意見は議事録に記載し、このような意見が出たことを残しておいてください。

ここでは、これ以上の踏み込んだ議論にはならないかと思うのですが、よろしいですか。

他にご意見等なければ、本日いただいた意見を付して次の手続へ進めていただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(武重部会長)

ありがとうございます。

それでは会議事項「(3)その他」についてですが、事務局から何かありますか。

(総合政策課 木下課長補佐)

ございません。

(武重部会長)

委員の皆様から何かありますか。

(加藤委員)

やはり長野県では、所有者不明土地も含め、特に山林について所有していても役に立たない土地が多く、例えば林地開発のために土地を譲ってほしいという話があれば、金銭面から多くの地主は譲渡に同意すると思う。

本日の新聞の全面広告でも太陽光発電施設の宣伝をしておりましたが、長野県が太陽光発電施設に係る開発行為について、そういう方向でよいのかどうかというのは疑問ですので、その点を意見として申し上げます。

(武重部会長)

ありがとうございます。北海道で山林を外国人が買い占めているというような事態も生じていますし、そのようなことでよいのかとも思われますので、ぜひ気を付けていただければと思います。

他の委員は御意見ございますか。

〈意見なし〉

それでは議事の進行についてご協力いただき、ありがとうございました。貴重な意見もいただきましたので、ぜひ県行政を進める上で参考にしていただければと思います。

本日の議事につきましては、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(総合政策課 木下課長補佐)

ご審議ありがとうございました。以上を持ちまして、長野県総合計画審議会土地利用・事業認定部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

4 閉 会